

被災中小企業者等支援策ガイドブック【三次市版】

(第2版)

被災された中小企業・小規模事業者等の皆様に対して、事業継続、再開に向けた各種支援を行っています。

<主な支援策>

- 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）【国・県補助事業】
- 2 三次市被災事業者経営持続化支援事業【三次市補助事業】
- 3 被災償却資産に対する固定資産税の特例措置【三次市】
- 4 平成30年7月豪雨に対応した主な融資制度【広島県・日本政策金融公庫】

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）

制度概要：被災された中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設・設備の復旧費用の一部を支援します。

対象者：平成30年7月豪雨により被害を受けた以下の方
中小企業者（中小企業団体を含む）、中堅企業 など

補助率：中小企業者等：3/4、中堅企業等：1/2

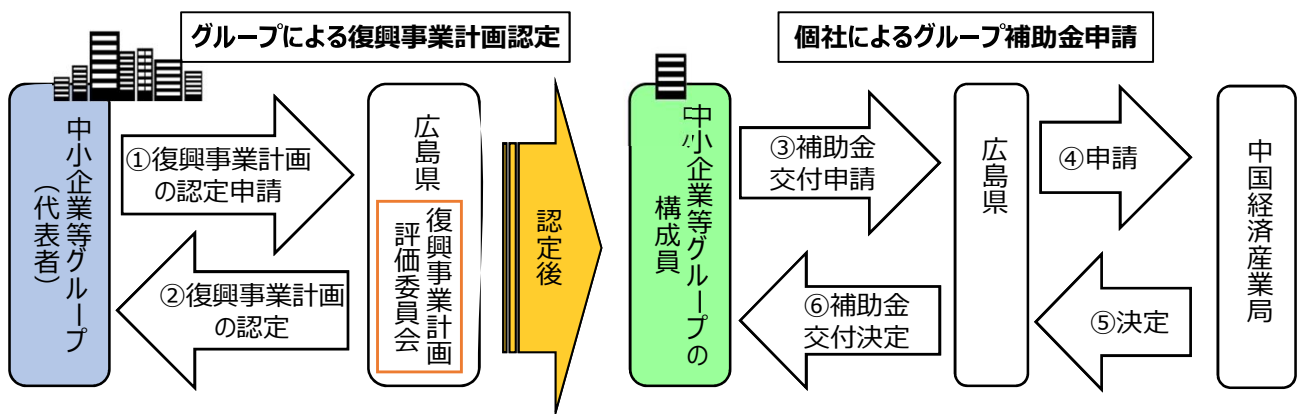
上限額：1事業者当たり15億円

対象費目：施設・設備の原状復旧に要する施設費、設備費、工事費等

手続きの流れ：次の2段階による手続きが必要になります

- 第1段階 グループによる復興事業計画を作成し、県へ申請して認定を受ける
【申請期間】平成30年9月3日(月)～平成31年1月31日(木)
※グループ形成については、三次商工会議にご相談ください
- 第2段階 復興事業計画の認定を受けた後、個社が補助金を申請して交付決定を受ける
【申請期間】復興事業計画の認定後から随時受付

グループ補助金無利子貸付：グループ補助金を受けて施設または設備の復旧・整備などを行う場合、自己負担の一部を無利子により貸し付ける制度があります。
(別途審査があります)



応募方法：詳細は、広島県ホームページをご覧ください

広島県 グループ補助金

検索

お問い合わせ先：

- グループ形成について：三次商工会議所 TEL：0824-62-3125
- 制度全般について：広島県グループ補助金 業務センター TEL：082-225-8511
- 無利子貸付制度について：ひろしま産業振興機構復興支援金融センター TEL：082-225-8666

2 三次市被災事業者経営持続化支援事業

制度概要：被災された中小企業者等が早期経営の再開、持続化に向け被災された事務所・工場施設等や設備・機械等の原状修復に要する経費の一部を支援します。

対象者

- ・市内の被災された中小企業者等（中小企業団体、協同組合等を含む）
- ・り災証明書、被害届出証明書の交付を受けていること
- ・市税・料等を完納していること

補助率：1/2以内

上限額

- ①事務所・工場施設原状修復経費：200万円
- ②設備等の原状修復経費：500万円～1,000万円

補助対象

- ①事務所・工場施設
 - ・事務所・工場施設の躯体、内装、建具、給排水設備、電気設備の原状修復経費が30万円以上（消費税除く）の場合
- ②設備等
 - ・設備・機械等の原状修復に要する経費で、取得価格又は修繕経費が10万円以上（消費税除く）の場合

※市の固定資産税の課税対象となる償却資産が対象となります

申請期間：平成31年3月29日（金）まで

事業完了：平成32年3月31日（月）まで

留意事項

- ・損害保険金、国県等の同様の趣旨の補助金交付を受ける場合は、その相当額を補助対象経費から除きます
- ・事務所・工場施設及び設備等の原状修復経費は、従前の規模や機能、性能と同等以下とします
- ・風俗営業法により規制を受ける店舗等は補助の対象となりません
- ・国・県の補助事業との併用ができません

申し込み方法・お問い合わせ先 三次市産業環境部商工労働課（0824-62-6171）
三次商工会議所（0824-62-3125）
三次広域商工会（0824-44-3141）

3 被災償却資産に対する固定資産税の特例措置

制度概要：平成30年7月豪雨により、滅失または損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者が、被災償却資産に代わる償却資産を取得、または改良した償却資産の固定資産税課税標準額を、その取得または改良した年の翌年から4年度分につき2分の1の額とする特例措置が設けられています。滅失・損壊した償却資産の所有者の申告が必要となります。

お問い合わせ先 三次市市民部課税課資産税係（0824-62-6124）

4 「平成30年7月豪雨」に対応した主な融資制度【広島県・日本政策金融公庫】

三次市内の事業者は次の融資制度を活用できます。なお、ご利用の際には市の「り災証明書」を添付していただく必要があります。

取扱機関	広島県	広島県 (セーフティネット保証4号適用の場合)	日本政策金融公庫(国民生活事業) 【主に小規模事業者向け】	日本政策金融公庫(中小企業事業) 【主に中小企業者向け】	日本政策金融公庫 【小規模事業者向け】
貸付制度名	平成30年7月豪雨災害復興支援特別資金	セーフティネット資金 (国指定)	平成30年7月豪雨特別貸付		マル経融資(平成30年7月豪雨関連)(※1)
対象者	県内事業者で次の①～③のいずれかに該当する者 ①り災証明を受けた者 ②被災地域の企業に売掛債権を有している者 ③当該災害の影響を受け、売上高等が3%以上減少している者	県内の三次市他14市町の事業者で次の①または②のいずれかに該当する者 ①り災証明を受けた者 ②指定地域において1年以上継続して事業を行っており、当該災害の影響を受け、売上高等が20%以上減少している者(市の認定が必要)	①災害救助法適用地域の属する都道府県に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者 ②直接の被害を受けた者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者 ③平成30年7月豪雨に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者または来すおそれがある者で、中長期的には業況の回復が見込まれる者		り災証明書等を受け、商工会議所、広域商工会の経営指導を受ける商工業者で、次のいずれかに該当する者 ①災害救助法適用地域の属する都道府県に事業所を有し、当該事業所が直接被害を受けた者 ②①の者の事業活動に相当程度依存しており、売上高等が相当程度減少している者
資金使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	災害復旧に必要な運転資金、設備資金		設備資金、運転資金
融資限度額	中小企業者:4,000万円 組合等:8,000万円	中小企業:8,000万円 組合等:1億6,000万円	①②各貸付制度の限度額に上乗せ 6,000万円 ③4,800万円(別枠)	①②直接貸付3億円(別枠)、代理貸付7,500万円(別枠) ③直接貸付7億2,000万円(別枠)	通常の融資枠+別枠1,000万円
融資期間	運転資金 10年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置3年以内)	運転資金 10年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置3年以内)	設備資金20年以内(据置5年以内) 運転資金15年以内(据置5年以内)		設備資金 10年以内(据置2年以内) 運転資金 7年以内(据置1年以内)
融資利率	固定金利(保証付き) 1.1%	固定金利(保証付き) 1.1%	基準利率 ただし次に該当する者は利率引き下げ ①のうち、直接被害の被害証明書等の発行を受けた者 【国民生活事業】3,000万円以内、【中小企業事業】1億円以内 当初3年間「基準利率-0.9%」(4年目以降「基準利率-0.5%」) 【国民生活事業】3000万円超、【中小企業事業】1億円超 「基準利率-0.5%」		①【当初3年間】特別利率-0.9% (別枠1,000万円以内) 【4年目以降】特別利率 ②【当初3年間】特別利率-0.5% (別枠1,000万円以内) 【4年目以降】特別利率
信用保証	一般保証適用 保証料不要	①災害関係保証適用(別枠) ②経営安定関連保証適用(別枠) 保証料不要			
申込先・取扱金融機関	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、広島みどり信用金庫、両備信用組合、商工組合中央金庫など	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、広島みどり信用金庫、両備信用組合、商工組合中央金庫など	日本政策金融公庫(国民生活事業)	日本政策金融公庫(中小企業事業)	日本政策金融公庫
取扱期間	平成30年8月6日～平成31年1月31日	①平成30年8月6日～平成31年1月31日 ②平成30年8月6日～10月31日	随時		随時
お問い合わせ先	広島県 経営革新課 (082-513-3321)		日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業(082-244-2231)	日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業(082-247-9151)	三次商工会議所 (0824-62-3125) 三次広域商工会 (0824-44-3141)

※1 三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金:日本政策金融公庫のマル経融資(小規模事業者経営改善資金)を利用された事業者について、支払利子額を1年間(12回)まで全額(上限20万円)補助する制度があります。